

## 【大会参考資料】

# 厚生年金への地方議会議員の加入について

### 地方議会議員は職業である

- 地方分権改革により地方議会の担う役割の重要性が増大し、議会審議の活性化や政策条例案の提出の増加など議会活動が活発化している。  
これに伴い、議員活動も会期中にとどまらず、日々、住民からの要望や当該団体の課題調査を積極的に行うなど活発化している。
- 地方議会議員は、かつてのような名誉職から、職業へと実態が変化している。多様な就労・社会参加を促進するためにも、こうした実態・観点を制度に反映する必要がある。

### 厚生年金の加入要件

- 厚生年金の加入要件は、適用事業所で働き、労働の対価として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることとされている。  
また、厚生省は、「法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労務の対象として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい」旨の局長通知(S24.7.28保発第74号)を出している。
- 地方議会議員は、以下のように厚生年金の加入要件を実質的に充足していると考える。
  - ・ 所属する自治体から毎月定額の議員報酬(所得税法上は給与所得)が源泉徴収され支給。
  - ・ 勤務時間の定めはないものの経常的に当該団体に関する活動を実施。

こうした点は、地方議会議員と同じ特別職である首長も同様であるが、首長は地方公務員等共済組合制度に創設時から加入している。

### 厚生年金適用拡大の流れが趨勢

- 近年、週の所定労働時間の要件を見直し、給与所得者を広く厚生年金の適用対象とする方向で制度改正が実施されている。政府においては、更なる適用拡大も検討されるなど、適用拡大の流れは趨勢といえる。  
また、本年8月末に公表された「国民年金及び厚生年金の財政の現況及び見通し(財政検証結果)」でも、適用拡大は、基礎年金の水準確保に効果が大きいとされたところであり、地方議会議員を含め厚生年金の加入者が増加することは、年金制度の安定化に寄与するものと考えている。

### 厚生年金への地方議会議員の加入を求める理由

- 一般の会社員や若い人が、議員になりたいと思う場合、また、議員の経験を生かして他の職へ転身する場合でも、切れ目なく厚生年金に加入することができ、老後の生活や家族の心配を軽減し、議員に立候補する環境の改善に寄与するとともに、議会における多様な人材の確保にもつながる。

### 三議長会の見解

〈特別な年金制度を求めるものではないこと〉

- 旧地方議会議員年金は、市町村合併の急速な進展等により議員数が激減し、同年金の財政が立ち行かなくなったことなどが原因で平成23年6月1日に廃止され、要請内容も、あくまで国民皆年金の一環として公的年金である厚生年金に加入することを求めるものであり、議員にのみ特別な年金制度を求めるものではない。

〈国会における附帯決議の着実な実行を求めるものであること〉

- 制度廃止法案の委員会採決に際し、全会一致により、「地方議会議員年金制度廃止後、概ね一年を目途として、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が可決された。

しかしながら、国において、本格的な検討がなされていないことから、三議長会で要請活動を行っている。

### 法案審議における附帯決議

「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(抄)

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。(一・三 略)

- 二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

〈平成23.4.28 衆議院・総務委員会 平成23.5.19 参議院・総務委員会〉

〈特別に優遇するための財政負担が生じるものではないこと〉

- 厚生年金に地方議会議員が加入した場合、新たな公費負担が生じるとの指摘があるが、これは制度上の事業主負担であり、一般職である地方公務員や地方議会議員と同じ特別職である首長でも、この公費負担がなされており、地方議会議員を特別に優遇するための財政負担ではない。